

新型コロナウイルス対応保証制度の創設について

当協会では、新型コロナウイルス感染症によって経営に支障が生じている中小企業・小規模事業者の皆様の資金繰支援のため、新型コロナウイルス対応保証制度を創設しましたのでお知らせいたします。

制度実施要領は次頁のとおりです。

※ 詳細につきましてはお近くの当協会窓口までお願いします。

- ・企業支援部（盛岡市長田町6-2 アバンサール・i）フリーダイヤル 0120-972-150
- ・本所営業部（盛岡市長田町6-2 アバンサール・i）TEL. 019-654-1501、1502
- ・釜石支所（釜石市上中島町一丁目3-11）TEL. 0193-27-8361
- ・一関支所（一関市大町7-14）TEL. 0191-23-2533
- ・宮古支所（宮古市西町二丁目2-3）TEL. 0193-62-2700
- ・大船渡支所（大船渡市盛町字宇津野沢8-5）TEL. 0192-27-1224
- ・二戸支所（二戸市福岡字八幡下59番地6）TEL. 0195-23-4115
- ・奥州支所（奥州市水沢東大通一丁目2-3）TEL. 0197-25-3171

新型コロナウイルス対応保証実施要領

第1 目的

本要領は、県内の中小企業・小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を来すおそれのある場合に必要な資金を支援し、事業の改善及び発展に資することを目的とする。

第2 保証対象者

県内に事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比し5%以上減少している中小企業者とする。ただし、組合は対象外とする。

第3 保証限度額

20,000千円とする。

第4 利用口数

1企業1口限りとする。

第5 保証期間

2年以内とする。

第6 資金使途

運転資金とする。ただし、借換資金、商品用不動産購入資金は対象外とする。

第7 貸付形式

手形貸付又は証書貸付とする。

第8 返済方法

一括返済とする。ただし、保証期間到来時、一括返済できない場合は、長期資金にて借換えが可能とする。

第9 信用保証料率

(1)CRDモデルにより算出される評点により、保証協会が定める基準料率から年0.

10%割り引いた以下の料率を適用し、原則として一括徴収とする。

| 区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 保証料率 | 1.80 | 1.65 | 1.45 | 1.25 | 1.05 | 0.90 | 0.70 | 0.50 | 0.35 |

ただし、有担保の場合は、上記の保証料率から年0.10%を基準とした割引を行うものとする。

(2)セーフティネット保証5号を利用する場合は、年0.80%とする。

(3)会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、前項(1)～(2)の保証料率から年0.10%を減じた率とする。

第10 取扱金融機関

約定締結金融機関とする。

第11 貸付利率

金融機関所定の利率とする。

第12 連帯保証人

原則として法人代表者以外の保証人は不要とする。

第13 担保

原則として不要とする。

第14 保証割合

金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成18・9・12中庁第2号）に定める制度をいう。）の方式によるものとする。

第15 申込手続

金融機関は、本保証の申込をするときは、信用保証依頼書の保証制度名に「新型コロナ」と記入し、当協会の本・支所に申込するものとする。

第16 取扱期間

令和2年3月10日～令和2年12月29日

附 則

この要領は、令和2年3月10日から施行する。